



福岡医発第 428 号 (総)
令和 5 年 5 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

特定計量器の定期検査の実施について

標記について、別紙のとおり通知がありました。

医療機関で健康診断に使用する体重計及び調剤用のはかりは、計量法第 19 条により、福岡県計量検定所で実施されている定期検査（2 年に 1 回）を受検しなければなりません。

つきましては、貴会会員が受検されますよう貴職の特段のご高配方よろしく
お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

「公印省略」

5 福計協 第 15 号

令和 5 年 4 月 14 日

公益社団法人 福岡県医師会

会長 様

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

会長 古森 弘美

令和 5 年 前期 特定計量器定期検査の実施について (通知)

計量法第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法第 21 条第 2 項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼(令和 5 年 4 月 14 日 5 計第 22 号)がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかり等が本検査の対象となりますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

(実施地域は奇数年前期で以下の通り。東峰村、筑前町、朝倉市、大刀洗町、小都市、新宮町、古賀市、志免町、須恵町、宇美町、久山町、篠栗町、粕屋町、荻田町、みやこ町、行橋市、添田町、赤村、大任町、川崎町、香春町、糸田町、福智町、田川市)

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

福岡県指定定期検査

一般社団法人 福岡県計量協会

事務局 戸 澤

TEL/FAX 092-939-2945

E-mail fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp

福岡県告示第249号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年5月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	シーメイト エントランスホール	志免町
	令和5年5月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	カルチャーセンター 大会議室	須恵町
	令和5年5月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美町
	令和5年5月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	令和5年5月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町総合センター リハサル室	篠栗町
	令和5年5月23日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	古賀市
	令和5年5月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	
	令和5年5月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	
	令和5年5月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮相島漁業協同組合本所	新宮町
	令和5年5月30日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場	
	令和5年5月31日	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場	
	令和5年6月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場 北側倉庫	粕屋町
	令和5年6月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場 北側倉庫	
	令和5年6月3日から 令和5年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、志免町、須恵町、宇美町、久山町、篠栗町、古賀市、新宮町及び粕屋町と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町

イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウに 掲げるものを除 く。）、分銅及び おもりの検査	令和5年6月3日から 令和5年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町
ウ ばね式指示はか り又は電気式はか りで目量の数 が6,000を超えるも の、1級のはかり 及び2級のはかり で目量の数 が2,000を超えるも のの検査	令和5年6月3日から 令和5年8月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に
該当するものとして申請に基づく場所を実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検で きない非自動はか り、分銅及びおも りの検査	令和5年6月3日から 令和5年9月2日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		志免町 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 古賀市 新宮町 粕屋町

福岡県告示第250号
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。
令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年6月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	JA 筑前あさくら 宝珠山営農センター	東峰村
	令和5年6月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	小石原公民館	
	令和5年6月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑前町役場	筑前町
	令和5年6月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑前町役場	
	令和5年6月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	めくばーる	
	令和5年6月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	ファームステーションバサロ	朝倉市
	令和5年6月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	久喜宮地域コミュニティ協議会	
	令和5年6月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	JA 筑前あさくら 杷木支店	
	令和5年6月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	三連水車の里あさくら	
	令和5年6月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	三連水車の里あさくら	
	令和5年6月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉体育センター	
	令和5年6月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	JA 筑前あさくら 秋月支店	
	令和5年6月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	令和5年6月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	令和5年6月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	令和5年6月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	令和5年6月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	大刀洗町役場	大刀洗町
	令和5年6月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	小郡市体育館 1階ロビー	小郡市
	令和5年6月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	小郡市体育館 1階ロビー	

	令和5年7月1日から 令和5年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、大刀洗町及び小郡市と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市
イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウに 掲げるものを除 く。）、分銅及び おもりの検査	令和5年7月1日から 令和5年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量 の数が2,000を超えるものの検査	令和5年7月1日から 令和5年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に
該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5年7月1日から 令和5年9月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市

福岡県告示第251号
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。
令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会

- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	三原文化会館 1階大ホール	荇田町
	令和5年7月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	三原文化会館 1階大ホール	
	令和5年7月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町コミュニティセンター いこいの里	みやこ町
	令和5年7月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊津公民館	
	令和5年7月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	勝山体育館	
	令和5年7月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	行橋南公民館	行橋市
	令和5年7月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	仲津公民館	
	令和5年7月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	今川公民館	
	令和5年7月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	延永公民館	
	令和5年7月25日から 令和5年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、荇田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月25日から 令和5年9月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやこ町 行橋市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 6,000 を超えるもの、1 級のはかり及び2 級のはかりで目量の数 2,000 を超えるものの検査	令和5 年7 月25 日から 令和5 年9 月24 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	荻田町 みやこ町 行橋市
--	----------------------------------	---------------------------------------	--------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和5 年7 月25 日から 令和5 年10 月24 日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荻田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第252号
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。
令和5年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会

- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和5年7月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	下真崎公民館	川崎町
	令和5年7月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	川崎町コミュニティセンター	
	令和5年8月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	赤村住民センター 大ホール 前ロビー	赤村
	令和5年8月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	令和5年8月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	令和5年8月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	添田町役場	
	令和5年8月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	公民館金田分館	福智町
	令和5年8月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	公民館金田分館	
	令和5年8月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	大任町役場	大任町
	令和5年8月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	フレッシュワークかわら	香春町
	令和5年8月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	フレッシュワークかわら	
	令和5年8月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸田町役場 敷地内駐車場	糸田町
	令和5年8月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター 1階展示ホール	田川市
	令和5年8月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター 1階展示ホール	
	令和5年8月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター 1階展示ホール	
	令和5年8月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川文化センター 1階展示ホール	
	令和5年8月26日から 令和5年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、川崎町、赤村、添田町、福智町、大任町、香春町、糸田町及び田川市と協議の上、指示する。		川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウに 掲げるものを除 く。）、分銅及び おもりの検査	令和5年8月26日から 令和5年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けよう とする者と協議の上、指示する。	川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市
ウ ばね式指示はか り又は電気式はか りで目量の数が 6,000 を超えるも の、1 級のはかり 及び2級のはかり で目量の数が 2,000 を超えるも のの検査	令和5年8月26日から 令和5年10月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けよう とする者と協議の上、指示する。	川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に
該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により (1)の検査を受検で きない非自動はか り、分銅及びおも りの検査	令和5年8月26日から 令和5年11月25日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けよ うとする者と協議の上、指示する。		川崎町 赤村 添田町 福智町 大任町 香春町 糸田町 田川市